

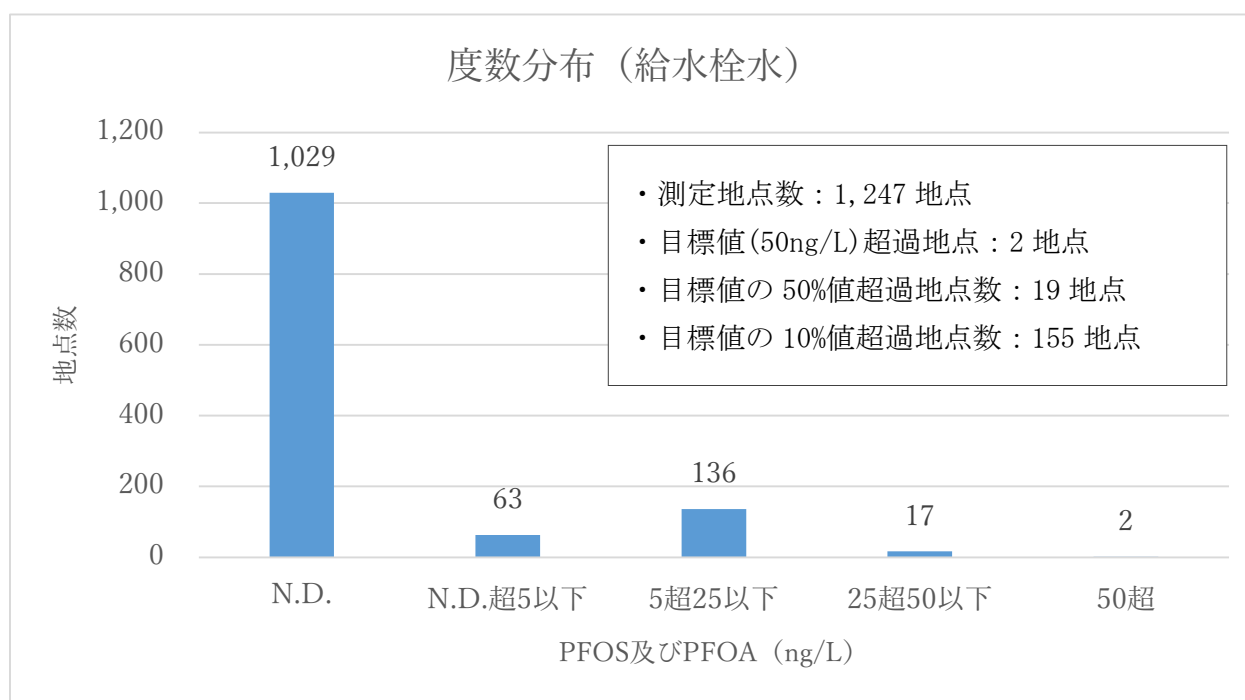
PFOS 及び PFOA 等に関する検討について（水道関係）

1. PFOS 及び PFOA の水道水における検出状況

（1）PFOS 及び PFOA の検出状況

令和 3 年度の水道統計から、令和 3 年度に水道事業者等が給水栓水で実施した PFOS 及び PFOA の測定結果の収集及び集計を行った。

結果を下図に示す。



注 1) 水道事業者等へヒアリングを行い、水道統計結果を一部修正。

注 2) 定量下限値は測定地点によって異なる（1，2，5 又は 10ng/L）。

（2）目標値超過事業者の対応状況

上記のとおり、令和 3 年度水道統計において、2 地点で水質管理目標値（50ng/L（暫定値））の超過が確認されたものの、当該地点を所管する水道事業体において、当該水源からの取水停止、水源切替え等の措置が講じられており、現在においては、何れの地点も水質管理目標値に合致した水が給水されていることを確認している。

なお、水道統計に掲載されていない地点においても水質管理目標値の超過が確認されたが、当該地点を所管する水道事業体において、活性炭処理を導入することにより、水質管理目標値に合致した水が給水されていることを確認している。

2. 活性炭による PFAS の除去特性等について（情報提供）（資料 1 参考 8）

3. 今後の対応

PFOS 及び PF0A については、諸外国の動向及び内閣府食品安全委員会による健康影響評価を踏まえて、引き続き、PFOS 及び PF0A の取扱いについて検討する。

PFHxS 及びその他の有機フッ素化合物については、環境省が設置する「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」が昨年 7 月にとりまとめた「PFAS に関する今後の対応の方向性」[資料 1 参考 6](#)等を踏まえながら検討していく。